

令和7年3月 市議会定例会	議案概要書 (当初予算等分)
------------------	-------------------

<議案>

A 予算案件（20件）

1 一般会計

（1）令和7年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

（1）令和7年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

（2）令和7年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（3）令和7年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

（4）令和7年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（5）令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（6）令和7年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（7）令和7年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 令和 7 年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 令和 7 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 令和 7 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(11) 令和 7 年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 令和 7 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(13) 令和 7 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(14) 令和 7 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 令和 7 年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 債務負担行為

オ 企業債

(2) 令和 7 年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 令和 7 年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 企業債

(4) 令和7年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 債務負担行為 エ 企業債

(5) 令和7年度富山市農業集落排水事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

B 条例案件（38件）

1 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

分掌事務を見直すもの。

(1) 企画管理部の分掌事務の見直し

「人口減少対策及び少子化対策に関する事項」を追加

(2) こども家庭部の分掌事務の見直し

「少子化対策に関する事項」を削除

(3) 施行期日 令和7年4月1日

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

【趣旨】

刑法等の一部を改正する法律の施行による拘禁刑の創設に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

(1) 刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次に掲げる条例の規定を整理するもの。

ア 富山市職員の分限に関する条例
イ 富山市職員の共済制度に関する条例
ウ 富山市職員の給与に関する条例
エ 富山市職員の退職手当支給条例
オ 富山市消防団条例
カ 富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

- キ 富山市公設地方卸売市場条例
- ク 富山市恩給条例
- ケ 富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- コ 富山市公害防止条例
- サ 富山市屋外広告物条例
- シ 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ス 富山市議会の個人情報の保護に関する条例
- セ 富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(2) 施行期日 令和7年6月1日

3 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

(1) 引用条項の改正

(2) 施行期日 令和7年4月1日

4 富山市恩給条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

刑法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 刑法の一部改正によるみなし執行猶予の導入に伴う恩給の支給停止に係る規定の整備

刑法の一部改正によりみなし執行猶予が導入されることに伴い、みなし執行猶予が取り消された場合に恩給の支給を停止することとする。

(2) 施行期日 令和7年6月1日

5 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

雇用保険法等の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

(1) 雇用保険法の規定による就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給対象を「安定した職業に就いた者」とする。

(2) 特定退職者であって、雇用情勢の厳しい地域に居住し、かつ、市長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものに対する失業者の退職手当の支給日数の延長措置を、令和9年3月31日以前の退職者まで延長する。

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和7年4月1日。ただし、(3)は公布の日

6 富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

聴講生制度の導入に伴い、聴講料を徴収することとするもの。

(1) 聴講料の新設

1科目1期 6,810円

(2) (1)に伴う規定の整備

(3) 施行期日 令和7年4月1日

7 富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

民生委員の定数を引き上げるもの。

(1) 民生委員の定数

「891人」 → 「895人」

(2) 施行期日 令和7年12月1日

8 富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関す

る基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

9 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

10 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、

栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

11 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

12 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

13 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

14 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

15 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、

栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

16 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年4月1日

17 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

18 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

保険料賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正を行うもの。

(1) 保険料賦課限度額の引き上げ

ア 基礎賦課額に係る賦課限度額

「650,000円」 → 「660,000円」

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額

「240,000円」 → 「260,000円」

(2) 低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正

ア 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準における被保険者数に乘ずる金額

「295,000円」 → 「305,000円」

イ 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準における被保険者数に乘ずる金額

「545,000円」 → 「560,000円」

(3) 施行期日 令和7年4月1日

19 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市立長岡保育所の一時移転に伴い規定を整備するもの及び富山市立笹津保育所を廃止するもの。

(1) 富山市立長岡保育所の一時移転に伴う規定の整備

ア 位置の変更

「富山市長岡9397番地6」 → 「富山市呉羽町4990番地」

イ 時間外保育料

区分	時間外保育料（円）	
午前7時15分から午前8時30分まで	日利用	1回200
	月利用	月額3,500
午後4時30分から午後6時15分まで	日利用	1回300
	月利用	月額5,000

ウ イに伴う規定の整備

(2) 富山市立笹津保育所の廃止

(3) 施行期日 規則で定める日。ただし、(2) は令和7年4月1日

20 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

保育内容支援に係る連携施設について、市長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、確保しないことができることとする。

ア 保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、保育内容支援に係る連携協力を行うものをいう。以下同じ。）を適切に確保すること。

イ 次の要件を満たすこと。

（ア）家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（イ）保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 代替保育に係る連携施設の見直し

代替保育に係る連携施設については、市長が、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、確保しないことができることとする。

ア 代替保育連携協力者（事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合は小規模保育事業A型事業者等、事業実施場所において代替保育が提供される場合は小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者であって、代替保育に係る

連携協力を行う者をいう。以下同じ。)を適切に確保した場合に、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

(ア) 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ) 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

(3) 連携施設に関する経過措置の延長

連携施設の確保に関する経過措置を5年間延長する。

(4) 施行期日 令和7年4月1日

21 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(1) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

保育内容支援に係る連携施設について、市長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、確保しないことができることとする。

ア 保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、保育内容支援に係る連携協力を行うものをいう。以下同じ。）を適切に確保すること。

イ 次の要件を満たすこと。

(ア) 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

(2) 代替保育に係る連携施設の見直し

代替保育に係る連携施設については、市長が、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、確保しないことができることとする。

ア 代替保育連携協力者（事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合は小規模保育事業Ａ型事業者等、事業実施場所において代替保育が提供される場合は小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者であって、代替保育に係る連携協力を行う者をいう。以下同じ。）を適切に確保した場合に、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

（ア）特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（イ）代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 市長が特定地域保育型事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

(3) 連携施設に関する経過措置の延長

連携施設の確保に関する経過措置を５年間延長する。

(4) 施行期日 令和７年４月１日

22 富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

【趣旨】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

(1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、省令の基準のとおりとする。

(2) 施行期日 令和７年４月１日

23 富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

医療費助成の対象となるこどもの年齢を引き上げるもの。

(1) 医療費助成の対象となるこどもの年齢の引き上げ

「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」

↓

「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年10月1日

24 富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

妊産婦に対する医療費助成に係る所得制限を廃止するとともに、受給期間を改めるもの。

(1) 所得制限の廃止

(2) 受給期間の始期の改正

【改正前】

受給資格の登録をした日の属する月の初日

↓

【改正後】

助成の対象となる疾病の診断を受けた日の属する月の初日又は受給資格の登録の申請のあった日の属する月の前月（診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由がある場合は、6月前の月）の初日のいずれか遅い日

(3) 施行期日 令和7年4月1日

25 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

所得制限の適用期間を変更するもの。

(1) 所得制限の適用期間の変更

前々年の所得により判定される期間

「１月１日から９月３０日まで」

↓

「１月１日から１０月３１日まで」

(２) その他規定の整備

(３) 施行期日 令和７年１０月１日

26 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するもの。

(１) 栄養士法の一部改正に伴う改正

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の要件が緩和され、栄養士の資格を有しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、施設の人員配置基準における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とするよう規定を整備する。

(２) 施行期日 令和７年４月１日

27 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市大山総合グラウンドを廃止するもの及び富山市八尾Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの施設の利用料金を新設するもの。

(１) 富山市大山総合グラウンドの廃止

(２) 富山市八尾Ｂ＆Ｇ海洋センタープールにおける多目的ホールの利用料金の新設

単位	金額（円）	超過料金（円）（１時間につき）
２時間につき	５，６１０	３，３７０

備考 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の２０

パーセントに相当する額を加算する。

(3) 施行期日 令和7年4月1日

28 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

市民病院の特別施設等使用料の改正及び検査項目の見直しを行うもの。

(1) 市民病院の特別施設等使用料の改正

区分		単位	金額
特別室	A	1 人 1 日	1 1, 0 0 0 円
	B		5, 5 0 0 円
個室			3, 5 0 0 円
2 人 室	A		2, 0 0 0 円
	B		1, 0 0 0 円

↓

区分		単位	金額
特別室	A	1人1日	13,000円
	B		6,500円
個室	A		5,500円
	B		4,000円
2人室	A		2,200円
	B		1,100円

(2) 検査項目の見直し

ア 検査の追加に伴う使用料の追加

膀胱がんドック使用料 → 「79,670円」

ロックスインデックス検査料 → 「13,000円」

イ 脳ドック使用料の改正

区分		単位	金額	備考
脳ドック使用料	A	1回	19,000円	Aの検査に尿検査、血液学的検査、生化学的検査及び心電図検査を加えたものとする。
	B		25,000円	

↓

区分		単位	金額	備考
脳ドック使用料		1回	25,000円	

ウ 検査の廃止に伴う使用料の削除
血管ドック使用料の削除

(3) 施行期日 令和7年4月1日。ただし、(1)は令和8年1月1日

29 富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

市場の面積に係る規定を削除するもの。

(1) 市場の面積に係る規定の削除

(2) 施行期日 公布の日

30 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表を改正するもの。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務に係る手数料の新設
- ② 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設及び建築確認等に係る手数料の改定
- ③ 建築確認台帳記載証明の手数料の改定
- ④ 道路の位置の指定等に係る手数料の新設
- ⑤ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の改定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う手数料の新設及び削除
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の改定及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

⑦長期優良住宅の認定に係る手数料の改定

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可手数料等の新設

ア 宅地造成等に関する工事の許可に係る手数料(72の2の項)

土地の面積	宅地造成又は特定盛土	土石の堆積
500㎡以内	14,000円	14,000円
500㎡超1,000㎡以内	24,000円	17,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	35,000円	19,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	51,000円	24,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	64,000円	34,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	85,000円	38,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	133,000円	46,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	208,000円	63,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	330,000円	86,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	474,000円	129,000円
100,000㎡超	617,000円	158,000円

イ 宅地造成等に関する工事の変更許可に係る手数料(72の3の項)

区分	宅地造成又は特定盛土	土石の堆積
1件につき	次に定める額を合算した額(ただし、上限617,000円) (1)(2)の増加以外の設計変更 ⇒変更前の土地の面積(土地の面積の縮小を伴う場合は、縮小後の土地の面積)に応じたアの額×1/10 (2)土地の面積を増加する設計変更 ⇒増加する土地面積に応じたアの額 (3)その他の変更 ⇒10,000円	次に定める額を合算した額(ただし、上限158,000円) (1)(2)の増加以外の設計変更 ⇒変更前の土地の面積(土地の面積の縮小を伴う場合は、縮小後の土地の面積)に応じた②の額×1/10 (2)土地の面積を増加する設計変更 ⇒増加する土地面積に応じたアの額 (3)その他の変更 ⇒10,000円

ウ 宅地造成等に関する中間検査に係る手数料(72の4の項)

土地の面積	金額
500㎡以内	2,900円

500㎡超1,000㎡以内	3,500円
1,000㎡超2,000㎡以内	4,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	5,300円
3,000㎡超5,000㎡以内	7,700円
5,000㎡超10,000㎡以内	8,800円
10,000㎡超20,000㎡以内	11,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	20,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	35,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	55,000円
100,000㎡超	76,000円

(2) 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設及び建築確認等に係る手数料の改定

建築基準法の一部改正に伴い、国等の建築物等に係る計画通知に関する手続について、指定確認検査機関においても行うことができることとなることに伴い、手数料を新設する。また、事務量の増加に伴い、建築確認等に係る手数料を改定する。

事務		改正箇所
建築確認申請又は計画通知に対する審査に関する事務	建築物	74の項
	建築設備	75の項
	工作物	76の項
完了検査に関する事務	建築物	77の項
	建築設備	78の項
	工作物	79の項
完了検査に関する事務（中間検査あり）	建築物	80の項
	昇降機	81の項
中間検査に関する事務	建築物	82の項
	建築設備	83の項
	工作物	84の項

(3) 建築基準法第12条第8項の台帳の記載事項の証明に係る手数料の新設（87の項）

→「1,000円」

(4) 建築基準法第43条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に

係る手数料の新設（８５の項）

道路の位置の指定又は位置の指定を受けた道路の変更	５０，０００円
位置の指定を受けた道路の廃止	２５，０００円

（５）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う改正

ア 省エネ基準適合義務の対象拡大に伴う手数料の新設及び改定

事務	改正箇所
建築物エネルギー消費性能適合性判定	８５の８の項
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	８５の９の項
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書の交付	８５の１０の項

イ 手数料の金額の改定

事務	改正箇所
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	８５の１１の項
建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る記載がある場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	８５の１２の項
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	８５の１３の項
建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る記載がある場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	８５の１４の項

ウ 認定表示制度の廃止に伴う建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る手数料の廃止（８５の１５の項）

エ その他規定の整備

（６）都市の低炭素化の促進に関する法律の改正に伴う規定の整備

ア 低炭素建築物新築等計画の認定手数料及び変更の認定手数料の改定

イ 共同住宅における住戸単位の認定の廃止に伴う規定の整備

（８５の６の項、８５の７の項）

（７）長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の改正

長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定に関する事務に係る手数料について、区分及び金額を改正する。

（８５の２の項、８５の３の項）

(8) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、(1) は同年 5 月 1 日

31 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

【趣旨】

富山市奥田賃貸住宅及び富山市奥田賃貸店舗の廃止等を行うもの。

(1) 富山市奥田賃貸住宅及び富山市奥田賃貸店舗の廃止

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、(2) は公布の日

32 富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条
例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格
要件を見直すもの。

(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

分類			実務経験
大学（短期大学を除く。）卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を専攻	2 年以上
		上記以外を専攻	3 年以上
短期大学又は高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5 年以上
高等学校又は中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7 年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ			1 0 年以上

※実務経験は水道に関するものに限る。

↓

分類		実務経験
大学（短期大学を除く。）卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上
	機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程	4年以上
短期大学又は高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校又は中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程	8年以上
水道等に関する技術上の実務経験のみ		10年以上

※実務経験は水道、工業用水道、下水道、道路又は河川に関するものに限る。ただし、半分以上は水道に関するものであること。

（２）水道技術管理者の資格要件の見直し

分類		実務経験
布設工事監督者に必要な資格を有する者		不要
大学（短期大学を除く。）卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
短期大学又は高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学以外の工学、理学、農学、医学薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
高等学校又は中等教育学校卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上

↓

分類		実務経験
大学（短期大学を除く。）卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	3年以上
	工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	5年以上
専門職大学前期課程 修了	工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	7年以上
	工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年以上

（３）施行期日 令和７年４月１日

33 富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

消防の事務部局の職員の定数を引き上げるもの。

（１）消防の事務部局の職員の定数

「４７４人」 → 「４８６人」

（２）施行期日 令和７年４月１日

34 富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」の区分を追加するもの。

（１）勤務年数区分の追加

(単位：円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

(2) 施行期日 令和7年4月1日

35 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び令和6年人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(1) 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

申請に基づく時間外勤務の免除の対象となる子について、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

(2) 仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の実施

ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の周知・意向確認を個別に行う。

イ 40歳に到達する年度の職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行う。

ウ 広く制度を周知するため、研修の実施、相談体制の確保等、勤務環境を整備する。

(3) 施行期日 令和7年4月1日

36 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和6年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市議会議員の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 令和7年4月以降に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(2) 施行期日 令和7年4月1日

37 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和6年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市長等特別職の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正

令和7年4月以降に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正

令和7年4月以降に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(3) 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正

令和7年4月以降に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(4) 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正

令和7年4月以降に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(5) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正

令和7年4月以降に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定

「100分の175」 → 「100分の172.5」

(6) 施行期日 令和7年4月1日

38 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和6年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、職員の給与改定（令和7年度適用分）を行うもの。

(1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じ、号給体系を改定

(ア) 一般職給料表3級～7級相当の初号近辺を削除

(イ) 8級～9級相当の初号を引き上げつつ、号給を大きくくり化

イ 地域手当の改定

国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合に準じ、支給割合を改定

「3%」 → 「4%」

※令和10年3月31日までは、規則で定める割合とする。

ウ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正

改定前

	6月期		12月期		計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
一般職員	1.225月	1.025月	1.275月	1.075月	4.6月
特定幹部職員	1.025月	1.225月	1.075月	1.275月	4.6月
定年前再任用 短時間勤務職員	0.6875月	0.4875月	0.7125月	0.5125月	2.4月
定年前再任用 短時間勤務職員（特定幹部職員）	0.5875月	0.5875月	0.6125月	0.6125月	2.4月

↓

改定後

	6 月 期		1 2 月 期		計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
一般職員	1. 25月	1. 05月	1. 25月	1. 05月	4. 6月
特定幹部職員	1. 05月	1. 25月	1. 05月	1. 25月	4. 6月
定年前再任用 短時間勤務職員	0. 7月	0. 5月	0. 7月	0. 5月	2. 4月
定年前再任用 短時間勤務職員（特定幹部職員）	0. 6月	0. 6月	0. 6月	0. 6月	2. 4月

エ 扶養手当の改定

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度以降
扶養親族 配偶者	一般職給料表 7 級以下	6, 500円	3, 000円	支給しない
	一般職給料表 8 級	3, 500円	支給しない	支給しない
子		10, 000円	11, 500円	13, 000円

※一般職給料表 7 級及び 8 級には、これらに相当する職務の級を含む。

オ 通勤手当の改定

（ア）1 箇月当たりの支給限度額の改定

「55, 000円」 → 「150, 000円」

（イ）新幹線鉄道等に係る通勤手当支給規定の追加

公署を異にする異動、新規採用職員等を対象とする。

カ 単身赴任手当の改正

単身赴任手当を新規採用時から支給可能とする。

キ 管理職員特別勤務手当の改正

（ア）平日深夜に勤務をした場合の支給対象時間帯の拡大

「午前 0 時から午前 5 時までの間」

↓

「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間」

（イ）平日深夜に勤務をした場合の管理職員特別勤務手当の支給額の改定

6, 000円を超えない範囲内で規則で定める額

↓

規則で定める勤務をした職員にあっては、6,000円に100分の150を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額

ク 定年前再任用短時間勤務職員に対する支給対象手当の改正

地域手当（医療職給料表の特例）、住居手当、寒冷地手当を新たに支給対象とする。

（２）富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

ア 管理職員特別勤務手当の改正

平日深夜に勤務をした場合の支給対象時間帯の拡大

「午前０時から午前５時までの間」

↓

「午後１０時から翌日の午前５時までの間」

イ 定年前再任用短時間勤務職員に対する支給対象手当の改正

住居手当、寒冷地手当を新たに支給対象とする。

（３）富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員業績手当の廃止

イ 特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定及び勤勉手当の新設

（ア）期末手当

６月支給 「１００分の１７０」 → 「１００分の９５」

１２月支給 「１００分の１７５」 → 「１００分の９５」

（イ）勤勉手当

６月支給 支給しない → 「１００分の８７．５」（上限）

１２月支給 支給しない → 「１００分の８７．５」（上限）

ウ 特定任期付職員に係る管理職員特別勤務手当の支給の改正

平日深夜に勤務をした場合も支給対象とする。

エ 任期付短時間勤務職員に対する支給対象手当の改正

地域手当（医療職給料表の特例）を新たに支給対象とする。

（４）富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

高度専門職の報酬及び給料の上限額（月額）の改正

「610,400円」 → 「625,200円」

（５）富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

(1) ク及び (2) イの規定を暫定再任用職員に適用する。

(6) 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) クの改正について、任期付短時間勤務職員は、住居手当及び寒冷地手当を支給対象外とする。

(7) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

C その他の議決案件 (2 件)

1 財産の無償貸付の件

楡原の土地を北陸電力株式会社へ貸付するもの。

2 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 追加提出 (6 件)

1 契約案件 (1 件)

(1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件 (5 件)

(1) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(2) 富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

(3) 富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(4) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(5) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

令和 7 年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名		令和 7 年度		令和 6 年度		対前年度比較	
		予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
一般会計		195,572,923	50.3	175,811,218	48.9	19,761,705	111.2
特別会計	1 公債管理特別会計	24,729,121	6.4	22,779,674	6.3	1,949,447	108.6
	2 駐車場事業特別会計	308,845	0.1	296,261	0.1	12,584	104.2
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	100,152	0.0	62,695	0.0	37,457	159.7
	4 後期高齢者医療事業特別会計	13,158,539	3.4	12,607,792	3.5	550,747	104.4
	5 まちなか診療所事業特別会計	123,333	0.0	128,675	0.0	▲ 5,342	95.8
	6 介護保険事業特別会計	45,491,131	11.7	44,176,181	12.3	1,314,950	103.0
	7 国民健康保険事業特別会計	31,485,759	8.1	31,244,567	8.7	241,192	100.8
	8 企業団地造成事業特別会計	152,807	0.1	157,346	0.1	▲ 4,539	97.1
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	58,459	0.0	58,111	0.0	348	100.6
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	191,527	0.0	206,831	0.1	▲ 15,304	92.6
	11 競輪事業特別会計	29,594,276	7.6	22,723,021	6.3	6,871,255	130.2
	12 公設地方卸売市場事業特別会計	987,914	0.3	1,763,430	0.5	▲ 775,516	56.0
	13 軌道整備事業特別会計	26,625	0.0	26,327	0.0	298	101.1
	14 賃貸住宅・店舗事業特別会計	87,326	0.0	100,381	0.0	▲ 13,055	87.0
小 計		146,495,814	37.7	136,331,292	37.9	10,164,522	107.5
企業会計	15 水道事業会計	10,383,600	2.6	10,288,919	2.8	94,681	100.9
	16 工業用水道事業会計	314,682	0.1	360,233	0.1	▲ 45,551	87.4
	17 公共下水道事業会計	18,309,818	4.7	19,377,536	5.4	▲ 1,067,718	94.5
	18 病院事業会計	16,624,217	4.3	16,225,336	4.5	398,881	102.5
	19 農業集落排水事業会計	1,232,288	0.3	1,303,188	0.4	▲ 70,900	94.6
小 計		46,864,605	12.0	47,555,212	13.2	▲ 690,607	98.5
合 計		388,933,342	100.0	359,697,722	100.0	29,235,620	108.1

令和7年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(単位:千円、%)

区 分 款	令和7年度		令和6年度		対前年度比較	
	予算(案) A	構成比	予算額B	構成比	A－B	A/B
1 市税	79,678,102	40.8	75,622,130	43.0	4,055,972	105.4
2 地方譲与税	1,457,000	0.7	1,457,000	0.8		100.0
3 利子割交付金	49,000	0.0	23,000	0.0	26,000	213.0
4 配当割交付金	410,000	0.2	393,000	0.2	17,000	104.3
5 株式等譲渡所得割交付金	742,000	0.4	379,000	0.2	363,000	195.8
6 法人事業税交付金	1,270,000	0.7	1,150,000	0.7	120,000	110.4
7 地方消費税交付金	11,180,000	5.7	11,014,000	6.3	166,000	101.5
8 ゴルフ場利用税交付金	54,000	0.0	56,000	0.0	▲ 2,000	96.4
9 自動車税環境性能割交付金	193,000	0.1	151,000	0.1	42,000	127.8
10 地方特例交付金	446,000	0.2	2,288,000	1.3	▲ 1,842,000	19.5
11 地方交付税	20,800,000	10.6	17,400,000	9.9	3,400,000	119.5
12 交通安全対策特別交付金	55,000	0.0	60,000	0.0	▲ 5,000	91.7
13 分担金及び負担金	107,412	0.1	102,090	0.1	5,322	105.2
14 使用料及び手数料	2,413,171	1.2	2,491,781	1.4	▲ 78,610	96.8
15 国庫支出金	31,664,427	16.2	27,027,794	15.4	4,636,633	117.2
16 県支出金	15,470,488	7.9	13,623,128	7.7	1,847,360	113.6
17 財産収入	611,667	0.3	361,863	0.2	249,804	169.0
18 寄附金	290,081	0.2	285,100	0.2	4,981	101.7
19 繰入金	3,474,580	1.8	5,532,800	3.1	▲ 2,058,220	62.8
20 諸収入	4,435,395	2.3	3,996,732	2.3	438,663	111.0
21 市債	20,771,600	10.6	12,396,800	7.1	8,374,800	167.6
合 計	195,572,923	100.0	175,811,218	100.0	19,761,705	111.2

令和7年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和7年度	令和6年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A－B	A/B
1	市税	79,678,102	75,622,130	4,055,972	105.4
	(1) 市民税	34,970,102	31,476,130	3,493,972	111.1
	ア 個人	27,005,102	24,238,130	2,766,972	111.4
	イ 法人	7,965,000	7,238,000	727,000	110.0
	(2) 固定資産税	32,416,000	31,870,000	546,000	101.7
	(3) 軽自動車税	1,433,000	1,383,000	50,000	103.6
	(4) 市たばこ税	2,732,000	2,852,000	▲ 120,000	95.8
	(5) 入湯税	44,000	40,000	4,000	110.0
	(6) 事業所税	3,813,000	3,792,000	21,000	100.6
	(7) 都市計画税	4,270,000	4,209,000	61,000	101.4
2	地方譲与税	1,457,000	1,457,000		100.0
	(1) 地方揮発油譲与税	322,000	330,000	▲ 8,000	97.6
	(2) 自動車重量譲与税	1,000,000	1,000,000		100.0
	(3) 森林環境譲与税	115,500	107,500	8,000	107.4
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,500		100.0
	(5) 航空機燃料譲与税	17,000	17,000		100.0
3	利子割交付金	49,000	23,000	26,000	213.0
4	配当割交付金	410,000	393,000	17,000	104.3
5	株式等譲渡所得割交付金	742,000	379,000	363,000	195.8
6	法人事業税交付金	1,270,000	1,150,000	120,000	110.4
7	地方消費税交付金	11,180,000	11,014,000	166,000	101.5
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000	56,000	▲ 2,000	96.4
9	自動車税環境性能割交付金	193,000	151,000	42,000	127.8
10	地方特例交付金	446,000	2,288,000	▲ 1,842,000	19.5
11	地方交付税	20,800,000	17,400,000	3,400,000	119.5
	(1) 普通交付税	18,800,000	15,400,000	3,400,000	122.1
	(2) 特別交付税	2,000,000	2,000,000		100.0
12	臨時財政対策債		1,800,000	▲ 1,800,000	皆減
13	競輪事業収入	170,000	160,000	10,000	106.3
14	財政調整基金繰入金		800,000	▲ 800,000	皆減
15	その他	658,028	679,309	▲ 21,281	96.9
合 計		117,107,130	113,372,439	3,734,691	103.3

令和 7 年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（単位：千円、％）

区 分 款	令和 7 年度		令和 6 年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A－B	A／B
1 議会費	754, 726	0. 4	717, 331	0. 4	37, 395	105. 2
2 総務費	23, 357, 686	11. 9	19, 406, 982	11. 0	3, 950, 704	120. 4
3 民生費	73, 154, 225	37. 4	68, 729, 471	39. 1	4, 424, 754	106. 4
4 衛生費	11, 661, 698	6. 0	10, 495, 771	6. 0	1, 165, 927	111. 1
5 労働費	703, 699	0. 4	682, 247	0. 4	21, 452	103. 1
6 農林水産業費	5, 201, 284	2. 7	5, 878, 273	3. 3	▲676, 989	88. 5
7 商工費	4, 378, 461	2. 2	4, 078, 626	2. 3	299, 835	107. 4
8 土木費	22, 533, 322	11. 5	23, 498, 494	13. 4	▲965, 172	95. 9
9 消防費	5, 843, 100	3. 0	4, 959, 385	2. 8	883, 715	117. 8
10 教育費	23, 489, 675	12. 0	12, 992, 636	7. 4	10, 497, 039	180. 8
11 災害復旧費	2, 591, 808	1. 3	3, 009, 061	1. 7	▲417, 253	86. 1
12 公債費	21, 803, 239	11. 1	21, 262, 941	12. 1	540, 298	102. 5
13 予備費	100, 000	0. 1	100, 000	0. 1		100. 0
合 計	195, 572, 923	100. 0	175, 811, 218	100. 0	19, 761, 705	111. 2

令和 7 年度 一般会計予算案 歳出 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和 7 年度		令和 6 年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 人件費	29,597,606	15.1	27,845,948	15.8	1,751,658	106.3
2 扶助費	42,921,538	21.9	39,480,523	22.5	3,441,015	108.7
3 公債費	21,803,239	11.1	21,262,941	12.1	540,298	102.5
義務的経費 小計	94,322,383	48.1	88,589,412	50.4	5,732,971	106.5
4 普通建設事業費	30,010,588	15.3	15,814,229	9.0	14,196,359	189.8
(1) 補助事業費	12,366,488	6.3	7,055,142	4.0	5,311,346	175.3
(2) 単独事業費	16,186,041	8.3	7,525,685	4.3	8,660,356	215.1
(3) 県営事業負担金	1,458,059	0.7	1,233,402	0.7	224,657	118.2
5 災害復旧事業費	2,591,808	1.3	3,009,061	1.7	▲417,253	86.1
投資的経費 小計	32,602,396	16.6	18,823,290	10.7	13,779,106	173.2
6 物件費	26,903,756	13.8	27,051,575	15.4	▲147,819	99.5
7 維持補修費	1,934,235	1.0	1,845,801	1.0	88,434	104.8
8 補助費等	18,913,359	9.7	18,384,109	10.5	529,250	102.9
(1) 負担金寄附金	7,818,443	4.0	8,104,744	4.6	▲286,301	96.5
(2) 補助交付金	10,207,981	5.2	9,400,467	5.4	807,514	108.6
(3) その他	886,935	0.5	878,898	0.5	8,037	100.9
9 積立金	577,114	0.3	362,659	0.2	214,455	159.1
10 投資及び出資金	2,058,893	1.1	2,077,887	1.2	▲18,994	99.1
11 貸付金	1,127,794	0.6	1,114,593	0.6	13,201	101.2
12 繰出金	17,032,993	8.7	17,461,892	9.9	▲428,899	97.5
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	195,572,923	100.0	175,811,218	100.0	19,761,705	111.2